

藤沢市奨学金規則の一部改正について
藤沢市奨学金規則の一部を次のように改正する。

2005年(平成17年)2月4日提出

藤沢市教育委員会

教育長 中 村 喬

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成17年2月7日

提案理由

この規則を提出したのは、区域外就学等市外の中学校を卒業する市民を、奨学金給付の対象者とする必要による。

藤沢市奨学金規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 2月 日

藤沢市教育委員会

委員長 數野 隆 人

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市奨学金規則の一部を改正する規則

藤沢市奨学金規則（昭和36年藤沢市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「奨励金」を「奨学金」に改め、同条第1号を次のように改める。

- ・ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定によりこの市の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定によりこの市の外国人登録原票に登録されている者のうち、学校教育法に規定する中学校を良好な成績で卒業した者又は中等教育学校の前期課程を良好な成績で修了した者

第2条第2号中「であること。」を削る。

第4条中「保護者は、奨学金給付申請書に次の各号」を「保護者（以下「保護者」という。）は、奨学金給付申請書に次に、「希望する者の就学している中学校又は中等教育学校（前期課程に限る。）」を「希望する者が在学している中学校の卒業又は中等教育学校の前期課程終了前に、当該校」に改め、同条第2号を次のように改める。

- ・ 奨学金の給付を希望する者と同一の世帯に属する者全員の住民票の写し又は外国人登録済証明書

第5条第1項中「在学中学校長を経て」を削る。

第8条第1項中「奨学生が」の次に「第2条に規定する対象者として該当しなくなったとき又は」を加える。

第9条第1項中「補欠者」を「補欠採用者」に改め、同条第2項ただし書きを削

る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

藤沢市奨学金規則新旧対照表

改 正 案	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">藤沢市奨学金規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 36 年 4 月 14 日 教委規則第 5 号</p> <p>(目的) 第 1 条 この規則は、経済的理由により学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する高等学校又は中等教育学校の後期課程(それらにおいて行われる通信による教育の課程を除く。)に就学することが困難な者に対し就学を奨励するため、奨学金を給付することについて必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(対象者) 第 2 条 <u>奨学金</u>の給付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) <u>住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の規定によりこの市の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)の規定によりこの市の外国人登録原票に登録されている者のうち、学校教育法に規定する中学校を良好な成績で卒業した者又は中等教育学校の前期課程を良好な成績で修了した者</u></p> <p>(2) 高等学校又は中等教育学校の後期課程に就学する者</p> <p>(奨学金の額及び給付期間) 第 3 条 給付する奨学金の額及び期間は次のとおりとする。 奨学金 1 箇月 9,500 円 給付期間 高等学校又は中等教育学校の後期課程に就学する正規の最短修業期間 (給付申請手続)</p>	<p style="text-align: center;">藤沢市奨学金規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 36 年 4 月 14 日 教委規則第 5 号</p> <p>(目的) 第 1 条 この規則は、経済的理由により学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する高等学校又は中等教育学校の後期課程(それらにおいて行われる通信による教育の課程を除く。)に就学することが困難な者に対し就学を奨励するため、奨学金を給付することについて必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(対象者) 第 2 条 <u>奨励金</u>の給付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) <u>この市の区域内に居住し、かつ、この市の区域内に存する中学校を良好な成績で卒業した者又はこの市の区域内に存する中等教育学校の前期課程を良好な成績で修了した者であること。</u></p> <p>(2) 高等学校又は中等教育学校の後期課程に就学する者<u>であること。</u></p> <p>(奨学金の額及び給付期間) 第 3 条 給付する奨学金の額及び期間は次のとおりとする。 奨学金 1 箇月 9,500 円 給付期間 高等学校又は中等教育学校の後期課程に就学する正規の最短修業期間 (給付申請手続)</p>	

藤沢市奨学金規則新旧対照表

改 正 案	現 行	備 考
<p>第4条 奨学金の給付を希望する者の保護者(以下「保護者」という。)は、奨学金給付申請書に次に掲げる書類を添え、奨学金の給付を希望する者が在学している中学校の卒業又は中等教育学校の前期課程修了前に、当該校の校長(以下「在学中学校長」という。)を経て教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 在学中学校長の奨学生推薦書</p> <p>(2) <u>奨学金の給付を希望する者と同一の世帯に属する者全員の住民票の写し又は外国人登録済証明書</u></p> <p>(3) 保護者の所得を証明する書類 (奨学金の給付等の決定)</p> <p>第5条 教育委員会は、前条の申請書が提出されたときは、別に定める藤沢市奨学生選考委員会の意見を聴き、採用若しくは補欠採用又は不採用を決定し、奨学生採用等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>2 前項の規定により採用決定を受けた者(以下「奨学生」という。)が進学しなかつたときは、その保護者は、すみやかに、奨学金給付辞退届を教育委員会に提出しなければならない。 (奨学金の支給方法)</p> <p>第6条 奨学金は、3箇月分ずつ前渡しで支給する。ただし、特別の理由があると認められるときは、1箇月分ずつ支給することができる。</p> <p>2 教育委員会は、当該奨学生の在学証明書(藤沢市奨学生)により就学状況を確認し、奨学金を支給するものとする。 (転校等の届出義務)</p> <p>第7条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その保護者は奨学生異動等届にこれを証明する書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>第4条 奨学金の給付を希望する者の保護者は、奨学金給付申請書に次の各号に掲げる書類を添え、奨学金の給付を希望する者の就学している中学校又は中等教育学校(前期課程に限る。)の校長(以下「在学中学校長」という。)を経て教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 在学中学校長の奨学生推薦書</p> <p>(2) <u>世帯員全員の住民票の写し</u></p> <p>(3) 保護者の所得を証明する書類 (奨学金の給付等の決定)</p> <p>第5条 教育委員会は、前条の申請書が提出されたときは、別に定める藤沢市奨学生選考委員会の意見を聴き、採用若しくは補欠採用又は不採用を決定し、奨学生採用等決定通知書により<u>在学中学校長を経て</u>当該申請者に通知するものとする。</p> <p>2 前項の規定により採用決定を受けた者(以下「奨学生」という。)が進学しなかつたときは、その保護者は、すみやかに、奨学金給付辞退届を教育委員会に提出しなければならない。 (奨学金の支給方法)</p> <p>第6条 奨学金は、3箇月分ずつ前渡しで支給する。ただし、特別の理由があると認められるときは、1箇月分ずつ支給することができる。</p> <p>2 教育委員会は、当該奨学生の在学証明書(藤沢市奨学生)により就学状況を確認し、奨学金を支給するものとする。 (転校等の届出義務)</p> <p>第7条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その保護者は奨学生異動等届にこれを証明する書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。</p>	

藤沢市奨学金規則新旧対照表

改正案	現 行	備 考
<p>(1) 他の高等学校又は中等教育学校(後期課程に限る。)に転校したとき。</p> <p>(2) 休学又は退学したとき。</p> <p>(3) 停学その他の処分を受けたとき。</p> <p>(4) 奨学金を必要としなくなつたとき。</p> <p>(5) 氏名又は住所に変更があつたとき。</p> <p>(奨学金給付の停止等)</p> <p>第8条 教育委員会は、奨学生が第2条に規定する対象者として該当しなくなつたとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の給付を停止し、又は取り消すことができる。</p> <p>(1) 病気、傷害等のため学業を続けることができなくなつたとき。</p> <p>(2) 学業成績又は素行が不良になつたと認められるとき。</p> <p>(3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、奨学生として適当でないと認められるとき。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による停止又は取消しをしたときは、奨学金給付/停止/取消/通知書により当該停止又は取消しに係る者の保護者に対し通知しなければならない。</p> <p>3 病気傷害のため休学した奨学生が復学した場合には、奨学金の給付を復活することができる。</p> <p>(奨学生の補充)</p> <p>第9条 教育委員会は、第5条第2項の規定による辞退届があつたとき又は前条第1項の規定による取消しをしたときは、第5条第1項の規定により決定した<u>補欠採用者</u>について、その上位の者から順次奨学生に補充するものとする。</p>	<p>(1) 他の高等学校又は中等教育学校(後期課程に限る。)に転校したとき。</p> <p>(2) 休学又は退学したとき。</p> <p>(3) 停学その他の処分を受けたとき。</p> <p>(4) 奨学金を必要としなくなつたとき。</p> <p>(5) 氏名又は住所に変更があつたとき。</p> <p>(奨学金給付の停止等)</p> <p>第8条 教育委員会は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の給付を停止し、又は取り消すことができる。</p> <p>(1) 病気、傷害等のため学業を続けることができなくなつたとき。</p> <p>(2) 学業成績又は素行が不良になつたと認められるとき。</p> <p>(3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、奨学生として適当でないと認められるとき。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による停止又は取消しをしたときは、奨学金給付/停止/取消/通知書により当該停止又は取消しに係る者の保護者に対し通知しなければならない。</p> <p>3 病気傷害のため休学した奨学生が復学した場合には、奨学金の給付を復活することができる。</p> <p>(奨学生の補充)</p> <p>第9条 教育委員会は、第5条第2項の規定による辞退届があつたとき又は前条第1項の規定による取消しをしたときは、第5条第1項の規定により決定した<u>補欠者</u>について、その上位の者から順次奨学生に補充するものとする。</p>	

藤沢市奨学金規則新旧対照表

改正案	現行	備考
<p>2 前項の補充に際し保護者に対する採用決定通知の手続き等については、第5条第1項の規定を準用する。</p> <p>(学業成績証明書の提出義務)</p> <p>第10条 奨学生は、毎年度末に学業成績証明書(藤沢市奨学生)を教育委員会に提出しなければならない。 (奨学金の返還)</p> <p>第11条 奨学生又はその保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が発生した月から既に受けた奨学金を返還しなければならない。</p> <p>(1) 奨学金をその目的以外に使用したとき。 (2) 偽りの申請その他不正の手段により奨学金の給付を受けたとき。 (3) 第7条及び前条の規定による義務を怠つたとき。</p> <p>(様式)</p> <p>第12条 この規則の規定により必要とする書類の様式は、教育委員会が別に定める。 (委任)</p> <p>第13条 この規則の施行に関して必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>付 則 この規則は、公布の日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。</p> <p>付 則(昭和38年教委規則第1号) この規則は、公布の日から施行する。 付 則(昭和38年教委規則第1号)抄</p>	<p>2 前項の補充に際し保護者に対する採用決定通知の手続き等については、第5条第1項の規定を準用する。<u>ただし、補欠者が既に高等学校又は中等教育学校の後期課程に就学している場合は、教育委員会が直接当該保護者に通知するものとする。</u></p> <p>(学業成績証明書の提出義務)</p> <p>第10条 奨学生は、毎年度末に学業成績証明書(藤沢市奨学生)を教育委員会に提出しなければならない。 (奨学金の返還)</p> <p>第11条 奨学生又はその保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が発生した月から既に受けた奨学金を返還しなければならない。</p> <p>(1) 奨学金をその目的以外に使用したとき。 (2) 偽りの申請その他不正の手段により奨学金の給付を受けたとき。 (3) 第7条及び前条の規定による義務を怠つたとき。</p> <p>(様式)</p> <p>第12条 この規則の規定により必要とする書類の様式は、教育委員会が別に定める。 (委任)</p> <p>第13条 この規則の施行に関して必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>付 則 この規則は、公布の日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。</p> <p>付 則(昭和38年教委規則第1号) この規則は、公布の日から施行する。 付 則(昭和38年教委規則第1号)抄</p>	

藤沢市奨学金規則新旧対照表

改 正 案	現 行	備 考
<p>1 この規則は、公布の日から施行する。 付 則(昭和 39 年教委規則第 1 号) この規則は、公布の日から施行し、昭和 39 年 4 月 1 日から適用する。 付 則(昭和 41 年教委規則第 2 号) この規則は、公布の日から施行し、昭和 41 年 4 月 1 日から適用する。 付 則(昭和 42 年教委規則第 1 号) この規則は、公布の日から施行し、昭和 42 年 4 月 1 日から適用する。 付 則(昭和 48 年教委規則第 2 号) この規則は、公布の日から施行する。 付 則(昭和 49 年教委規則第 10 号) この規則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。 付 則(昭和 50 年教委規則第 1 号) この規則は、公布の日から施行する。 付 則(昭和 54 年教委規則第 2 号) この規則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。 付 則(昭和 55 年教委規則第 3 号)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の藤沢市奨学金規則の規定は、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>2 この規則による改正前の藤沢市奨学金規則第 3 条の規定に基づき、昭和 55 年 4 月 1 日からこの規則の施行日の前日までに支払われた奨学金は、改正後の藤沢市奨学金規則の規定による奨学金の内払いとみなす。 付 則(昭和 56 年教委規則第 2 号) この規則は、昭和 56 年 12 月 1 日から施行する。 附 則(昭和 58 年教委規則第 4 号) (施行期日)</p>	<p>1 この規則は、公布の日から施行する。 付 則(昭和 39 年教委規則第 1 号) この規則は、公布の日から施行し、昭和 39 年 4 月 1 日から適用する。 付 則(昭和 41 年教委規則第 2 号) この規則は、公布の日から施行し、昭和 41 年 4 月 1 日から適用する。 付 則(昭和 42 年教委規則第 1 号) この規則は、公布の日から施行し、昭和 42 年 4 月 1 日から適用する。 付 則(昭和 48 年教委規則第 2 号) この規則は、公布の日から施行する。 付 則(昭和 49 年教委規則第 10 号) この規則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。 付 則(昭和 50 年教委規則第 1 号) この規則は、公布の日から施行する。 付 則(昭和 54 年教委規則第 2 号) この規則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。 付 則(昭和 55 年教委規則第 3 号)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の藤沢市奨学金規則の規定は、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>2 この規則による改正前の藤沢市奨学金規則第 3 条の規定に基づき、昭和 55 年 4 月 1 日からこの規則の施行日の前日までに支払われた奨学金は、改正後の藤沢市奨学金規則の規定による奨学金の内払いとみなす。 付 則(昭和 56 年教委規則第 2 号) この規則は、昭和 56 年 12 月 1 日から施行する。 附 則(昭和 58 年教委規則第 4 号) (施行期日)</p>	

藤沢市奨学金規則新旧対照表

改 正 案	現 行	備 考
<p>この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(昭和 58 年教委規則第 4 号)</p> <p>この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成元年教委規則第 1 号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。 附 則(平成 5 年教委規則第 2 号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、改正後の藤沢市奨学金規則の規定は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。 附 則(平成 10 年教委規則第 11 号)</p> <p>この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成 11 年教委規則第 11 号)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定、第 2 条第 1 号の改正規定(中等教育学校の前期課程に係る部分に限る。)、同条第 2 号の改正規定、第 3 条の改正規定、第 4 条各号列記以外の部分の改正規定(中等教育学校の前期課程に係る部分に限る。)、第 7 条第 1 号の改正規定、第 9 条第 2 項ただし書の改正規定及び様式の改正規定(中等教育学校に係る部分に限る。)は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際改正前の藤沢市奨学金規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、当該用紙が残存する間、必要な調整をして使用することができる。 附 則(平成 15 年教委規則第 6 号)</p> <p>この規則は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。 附 則(平成 16 年教委規則第 13 号)</p> <p>この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成 17 年教委規則第 号)</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(昭和 58 年教委規則第 4 号)</p> <p>この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成元年教委規則第 1 号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。 附 則(平成 5 年教委規則第 2 号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、改正後の藤沢市奨学金規則の規定は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。 附 則(平成 10 年教委規則第 11 号)</p> <p>この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成 11 年教委規則第 11 号)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定、第 2 条第 1 号の改正規定(中等教育学校の前期課程に係る部分に限る。)、同条第 2 号の改正規定、第 3 条の改正規定、第 4 条各号列記以外の部分の改正規定(中等教育学校の前期課程に係る部分に限る。)、第 7 条第 1 号の改正規定、第 9 条第 2 項ただし書の改正規定及び様式の改正規定(中等教育学校に係る部分に限る。)は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際改正前の藤沢市奨学金規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、当該用紙が残存する間、必要な調整をして使用することができる。 附 則(平成 15 年教委規則第 6 号)</p> <p>この規則は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。 附 則(平成 16 年教委規則第 13 号)</p> <p>この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。</p>	